

## (6) 三原市立南小学校PTA規約

### 第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、三原市立南小学校PTAという。

(組織)

第2条 本会は、三原市立南小学校に在籍する児童の父母、又はこれに代る者と教職員を持って組織する。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を三原市立南小学校におく。

### 第二章 目的

第4条 本会は、子どもの幸せを守るため父母と教職員が手を結び互いに研修を深めながら民主教育の実現をはかる。

### 第三章 事業

第5条 本会は、前条の目的をはかるため次の事業を行う。

1. 民主教育推進に関する事
2. 子どもの教育環境の改善に関する事
3. 教育関係諸団体との連携協力に関する事
4. 学級PTA活動に関する事
5. 会員の教養活動に関する事
6. 文化活動に関する事
7. 保健給食に関する事
8. 広報活動に関する事
9. 学区単位の活動・校外補導・交通安全に関する事
10. その他目的達成に必要な事

### 第四章 機関

第6条 本会に次の機関をおく

1. 総会
2. 常任委員会
3. 役員会
4. 部会
5. 委員会

(総会)

第7条 総会は、本会の最高決議機関であって全会員をもって構成する。

総会は、定期総会及び臨時総会とする。

総会は、毎年4月又は5月会長がこれを招集する。

臨時総会は、会長が必要と認めた場合、又は全学級委員の3分の1以上及び全会員の3分の1以上の請求があつた場合これを招集する。

総会の議長は、会員中より選出する。

総会の議決は、出席構成員の過半数の賛成による。

賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

総会の付議事項は次の通りとする。

1. 活動報告に関する事
2. 活動計画に関する事
3. 予算・決算に関する事
4. 規約制定・改廃に関する事
5. 役員承認に関する事
6. その他必要な事

(常任委員会)

- 第8条 常任委員会は、総会につぐ決議機関である。  
常任委員会は、役員・各部長・副部長・学級代表・学区代表・本部サポートメンバー・校長・教頭・学校側委員をもって構成する。  
常任委員会の議長は、常任委員中より2名(正・副)を選出し任期は1年とし、会議は合議制による本旨とする。  
出席構成員の過半数の賛成により議決することができる。  
常任委員会は、会長が随時これを招集する。  
常任委員会に付議する事項は、次の通りとする。
1. 総会より委託されたこと
  2. 役員会・学年代表会・部会・委員会によって計画立案されたこと
  3. 総会に提出する議案及び諸報告に関すること
  4. 予算更正に関すること
  5. 諸規定の制定改廃に関すること
  6. 役委員の選出に関すること
  7. 特別委員会の設置解散
  8. その他必要なこと

(役員会)

- 第9条 役員会は、役員・各部長副部長・本部サポートメンバー・校長・教頭・学校側委員(1名)をもって構成し、本会の運営並びに、各部会・委員会・の連絡調整に当たる。  
役員会は随時会長がこれを召集し、会議の議長となる。

(部会)

- 第10条 本会に次の部をおく。
- 1.学級代表部会 2.文化教養部会 3.広報部会 4.保健部会
  - 5.学区安全部会 6.本部サポートメンバー部会

(委員会)

- 第11条 本会に次の委員会をおく。
- 1.選考委員会 2.特別委員会

## 第五章 役員

(役員)

- 第12条 本会に次の役員をおく。  
会長1名(保護者) 学校長 直前会長1名(保護者) 副会長若干名(保護者) 本部役員若干名(保護者) 会計監査 2名(保護者) 書記 数名(保護者)

- 第13条 役員任期
1. 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
  2. 補任者の任期は前任者の残任期とする。
  3. 役員は、任期満了又は辞任したときでもその後任が決定し引継ぎが終わるまでは任務を遂行しなければならない。

- 第14条 役員任務
1. 会長は、本会を代表し会務を統理する。
  2. 直前会長は、諸会議において意見を述べることができる。
  3. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは代理する。
  4. 会計監査は、会計を監査する。

- 第15条 顧問
1. 本会に顧問を若干名置くことができる。但し、顧問は、本会会長または、副会長経験者の中から選出する。
  2. 顧問は、総会の承認に基づいて会長が委嘱し、会長の要請に応じて、諸会議等に出席して助言することができる。

- 第16条 役員選出  
役員・委員の選出規定は、別に定める。

## 第六章 会員の権利・義務

(権利・義務)

第17条 会員は、すべて本会の運営に関し平等の権利と義務を有する。会員は、所定の会費を納入しなければならない。

(表彰・弔慰)

第18条 本会の発展の為に顕著な功績があると認められた者に対しては、常任委員会の議を経て総会においてこれを表彰する。  
会員並びに配偶者、児童に事故のあった場合は弔意を表す。  
表彰、弔慰規定は別に定める。

## 第七章 会計及び会計監査

(一般会計)

第19条 本会の経費は、会費・事業収入をもって充当する。  
会費については、常任委員会の議を経て総会の認証を得るものとする。  
本会が必要と認めた場合は、特別会計を置くことが出来る。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計)

第21条 本会の会計は、毎会計年度に財源、使途及び経理状況を示す会計報告書を作成し会計監査を受けなければならない。

(会計監査)

第22条 本会の会計監査は、毎会計年度にすべて(給食会計も含め)の財源及び使途、経理状況を監査し報告しなければならない。

(統制)

第23条 本会は、直接に学校の運営や人事に干渉してはならない。

## 役員選出規定

(役員を選出規定)

第1条 本規定は、規約第16条により役員・委員の選出方法を規定したものである。

(学級委員)

第2条 学級毎に5名の委員を選出する。2つの学級をかねることはできない。

(選考委員)

第3条 選考委員は、学級代表が兼任する。  
学級代表部部長・副部長は選考委員長・副委員長を兼任する。

(学区代表)

第4条 学区は、子ども会単位とする。学区代表は、各学区より1名選出する。

(常任委員)

第5条 常任委員は次の通りとする。  
1.役員 2.部長・副部長 3.学区代表 4.学級代表  
5.本部サポートメンバー 6.校長・教頭・学校側代表(数名)

(役員)

第6条 役員は、4月または5月の定期総会までに旧年度の常任委員会において選出し、総会の承認を得るものとする。  
役員に年度途中で欠員が出た場合は、常任委員会で後任者を選出する。

(任期)

第7条 各部、学級代表などの任期は、当該年度総会から次年度総会までの1年間とする。各部長を受けた方は、当該年度後2年間は学級委員を辞退することができる。(学区代表選出は学区の人数の都合などにより例外とする)

## 部会規定

第1条 本規定は、規約第10条によりこれを定める。

第2条 各部会は、学級委員によって構成する。

ただし学区安全部会は、学区代表をもって構成する。

第3条 各部長(1名)・副部長(2名)は、各部会において部員中より選出する。

第4条 各部会の任務は、次の通りとする。

1. 学級代表部  
学級単位の PTA 活動に関すること
2. 文化教養部  
本会運営資金獲得のため各種事業  
レクリエーションの計画実施  
教育助成金・ベルマークの処理  
他校PTA活動の視察並びに交流  
講演会・講習会・研究会の開催並びに出席  
他の社会教育機関との連携・提携
3. 広報部  
PTA新聞(みなみ)の発行  
その他広報活動
4. 保健部  
運動会の参加  
体育的行事の計画・実施  
学校給食の推進  
その他会員の保健活動に関すること
5. 学区安全部  
校外補導, 子ども会の指導育成, 学区懇談会  
児童の交通安全のための企画と運営  
交通関係各種機関との連絡・提携
6. 本部サポートメンバー部  
本部役員のサポート  
PTC 活動のサポート  
地域支援本部への参加

第5条 各部会は、随時部長がこれを招集する。

第6条 教職員は、各部会にそれぞれ所属する。

第7条 次年度の活動計画は当該年度の各部役員が計画する。

## 委員会規

第1条 本規定は、規約11条によりこれを定める。

第2条 各委員会の任務は、次の通りである。

1. 選考委員会 次年度の本部役員を選任する。
2. 特別委員会  
各委員会は、代表が随時これを招集する。

## 表彰規定

第1条 目的

本規定は、南小学校の教育並びに PTA 発展のために功労のあった者へ南小表彰として適用する。

第2条 南小表彰の種類

1. 功労表彰
2. 善行表彰

### 第3条 功労表彰

1. PTAの委員として5年以上及び9年以上在職し、よく教育事業に協力して功績のあった者。
2. 本校教育並びに本会発展のため顕著な功績のあった者。

### 第4条 善行表彰

1. 他の模範となる善行があった児童。
2. 他の模範となる行いのあった者。

### 第5条 表彰手続き

表彰は、第3条・第4条の規定に照し、常任委員会の議を経てこれを決定し、感謝状もしくは表彰状を贈呈する。

### 附 則

感謝状もしくは表彰状並びに記念品の種類については、役員会の議を経て決定する。在職年数は、月をもって計算しその期において6ヶ月以上の端数はこれを1年とみなす。在職年数が中断した場合は、前後の年数を通算する。

## 弔慰規定

第1条 本規定は、会員・児童で死亡した場合、本校教職員で死亡・病気・転退職及び火災・風水害等のあった場合に適用する。

### 第2条 会員・児童の場合

会員・児童の死亡のときは、香典(5,000円)をおくり会葬する。

### 第3条 教職員の場合

#### 1. 死亡の場合

本人死亡のときは、香典(5,000円)をおくり会葬する。

配偶者死亡のときは、香典(3,000円)をおくる。

#### 2. 病気の場合

1ヶ月以上病欠のときは、見舞金(3,000円)を贈る。

#### 3. 転退職の場合

会より記念品料を贈る。

在職 5年未満の場合 2,000円

在職 5年以上の場合 3,000円

在職 10年以上の場合 5,000円

### 第4条 災害の場合

会員の(火災・風水害等)家屋が全焼・全壊した場合は、見舞金(5,000円)を贈る。

第5条 以上の条項以外に必要と認めるときは、会長が決裁して実行し、事後役員会の承認を得るものとする。

## 旅費規定

第1条 規定は、会員が、本会公務出張のとき支給する旅費を定める。

第2条 学校より5km以上の地に出張するときは、下記のとおり旅費を支給する。

電 車 広島以西、新倉敷以東は、新幹線料金を支給する。

自家用車 燃料費・道路通行料金を実費支給する。

第3条 規定による支給が実情と相違している場合は、会長が決裁し支給することができる。

附 則 本規則は、平成24年4月15日改正

附 則 本規則は、平成26年4月20日改正

附 則 本規則は、平成27年4月19日改正

附 則 本規則は、平成28年4月17日改正

附 則 本規則は、令和5年4月21日改正